中央線や中央分離帯などがない一般道路における法定速度の引き下げの現状について

1　交通指導取締り件数（９月、10月）※改正道交法施行令の施行以降、県内全道路

交通指導取締り件数 9,457件

【内訳（一部抜粋）】

道路交通法違反取締件数（９月・10月）							
	反則行為別	酒気帯び・酒酔い運転	速度超過	指定場所一時不停止等	横断歩行者等妨害等	通行禁止	携帯電話使用等
計		87	2,505	2,850	496	469	607



生活道路における取締り状況

2　交通事故発生件数（９月、10月）※改正道交法施行令の施行以降、県内全道路

発生件数 550件（前年同期比－23件）、死者数 ９人（前年同期比－１人）

傷 者 数 693人（前年同期比－18人）

【過去10年（平成28年～令和７年）との比較】

		R8.9中１か月	R8.10中１か月	R8.9・10の合計	平均との差	過去10年（９月・10月）		
						平均値	最大値	最小値
人身	発生件数（件）	243	307	550	-95	645	990	481
	死者数（人）	3	6	9	-3	12	17	9
	高齢者（人）	3	2	5	-2	7	11	4
	傷者数（人）	300	393	693	-84	777	1,223	559
物件	発生件数（件）	3,606	4,236	7,842	193	7,649	8,313	6,861

3　これから迎える本格的な冬期に向けた交通事故防止の留意点

(1)　雪で中央線が見えなくなった場合の最高速度の判断

原則、法定速度は30km/h

※　対象外：道路標識等により最高速度が指定されている場合

指示標識（中央線）が設置されている場合

(2)　県民への注意喚起

○　冬用タイヤの点検と早めの装着

○　車両等の事前準備と時間に余裕を持った出発

○　天候や路面状況等に応じた速度と方法で進行

○　晴天時等でも部分凍結を予測した運転

○　短時間での大雪発生時への備え